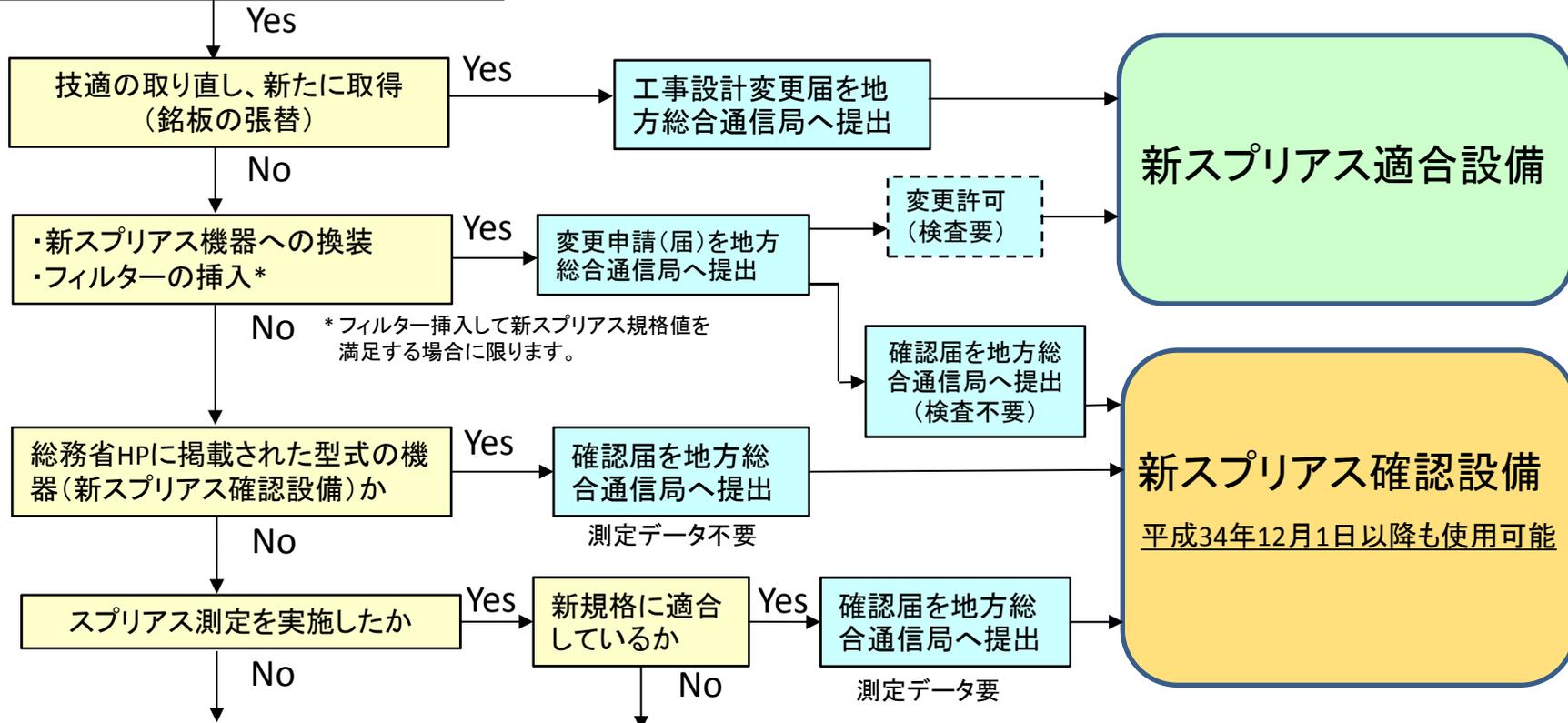


## 旧SPリアス無線機器

平成19年11月30日（航海用レーダーは平成24年11月30日）までに製造されたもの

平成27年11月2日現在



## 旧SPリアス設備

- ・平成34年11月30日までに新SPリアス機器に換装又は撤去する必要があります。
- ・平成34年12月1日以降も設置が継続される場合は、電波法第3章に合致しない機器として電波法違反となります。また、同日以降、旧SPリアス設備を含む無線局は再免許されません。

- ・旧SPリアス規格の型式検定機器（任意型式検定機器を含む。）であって、平成29年11月30日までに無線局に設置された機器は、設置が継続する限り型式検定の効力が有効で、新SPリアス規定の適用除外となります（地方総合通信局への手続不要）。
- ・旧SPリアスの型式検定機器（任意型式検定機器を含む。）であって、平成29年11月30日までに無線局に設置されていない機器（無線局の免許が失効したものや無線局から撤去したものを含む。）は、平成29年12月1日以降は型式検定の効力がなくなります。